提　出　期　限

令和8年2月2日

給与係御中

特別徴収義務者 指　定　番　号
給与支払者の法人番号

⑧ 給与支払報告書（総括表）　（宛先）向日市長

令和　　年　　月　　日提出　（必ずこの総括表を同封してください。）

（ 追加 ・ 訂正 ）

給与支払者の個人番号※又は法人番号（右詰）			
フ リ ガ ナ			
給与支払者の名称又は氏名	名称等の変更　有 ・ 無		
所　在　地	〒 所在地の変更　有 ・ 無		
特別徴収関係書類の送付先	※送付先が所在地と異なる場合のみ記入 〒 部署　　係 送付先の変更　有 ・ 無		
担当者の氏名・所属・電話番号	氏名　　所属 電話（　　）　　内線		
特別徴収納入書の送付	必要　　不要		
前職や他社分の給与を含んだ報告の方が　いる　・　いない 事業所名、支払金額、社会保険料の金額等を個人別明細書の摘要欄に記載してください。			

※給与支払者の個人番号を記載する場合は、次の書類の写しを添付するか、原本を提示してください。
□番号確認書類（個人番号カード、個人番号通知カード等）
□身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
※代理人による提出の場合は、次の書類が必要です。
□給与支払者の番号確認書類
□代理人の身元確認書類
□代理権の確認書類

事業種目			
受給者総人員			人
向日市への報告人員	特別徴収（個人住民税を給与から差し引きする方）	在職者	人
	普通徴収（個人住民税を給与から差し引きできない方）	退職者 退職予定者	人
	※普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）の添付が必要。詳細は裏面へ。	乙欄 その他	人
	計		人

切り取り線

給与支払報告書について（お願い）

平素は、本市の税務行政についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

給与支払報告書提出にご使用いただくため、総括表を送付します。本書及び同封書類をご覧のうえ、個人別明細書とあわせて令和８年２月２日までにご提出ください。

・給与支払者（事業主）は、令和７年中に給与等を支払った全ての従業員等（パート・アルバイト、役員、事業専従者、退職者等を含む。）について給与支払報告書を作成し、その従業員の令和８年１月１日現在の住所地の市町村へ提出してください。退職された方に対する給与等の支払額が30万円以下の場合でも提出ください。

・従業員の給与から所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者は、前年中に給与の支払を受け、当該年度の初日（令和８年４月１日）に給与の支払を受ける全ての従業員から特別徴収（毎月の給与から個人住民税を徴収し、市町村へ納入）をすることが地方税法で義務づけられています。ただし、次の場合のみ特別徴収の対象外（普通徴収）とすることができます。

［
ａ　退職者又は退職予定者（５月末日まで）及び雇用期間が１年未満で再雇用の見込みがない方
ｂ　毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方
（例：前年中の給与支払額が100万円以下の方）
ｃ　給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
ｄ　他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方又は特別徴収される予定がある方（乙欄該当者）
ｅ　専従者給与が支給されている方
ｆ　（ａ～ｅを除いた）受給者総人員が２名以下の事業主
］

・ａ～ｆの理由で普通徴収にされる場合は、個人別明細書摘要欄へ符号（ａ～ｆ）を記載のうえ、提出時に同封の普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）を右図のように、普通徴収対象者（特別徴収ができない方）の給与支払報告書（個人別明細書）の上に添付して、ご提出ください。

・普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）がない場合は、原則、特別徴収となりますので、ご注意ください。

・ｅＬＴＡＸ（エルタックス）、光ディスク等で提出の場合は、普通徴収欄にチェックするとともに、個人別明細書摘要欄に該当する符号（ａ～ｆ）を記載してください。本総括表及び普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）は提出不要です。

＜提出時の綴り方＞

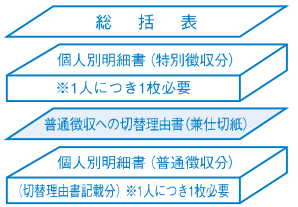

＜その他注意事項＞

・独自に作成された総括表や総務省様式で報告する場合も本総括表を添付してください。
・追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。
・名称等・所在地・送付先に変更がある場合は必ず「有」に○を付けてください。
・向日市への報告該当者が０人の場合は提出不要です。

問い合わせ先・提出先
〒617-8665
京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市 税務課 市民税係
（075）874-2243

＜ｅＬＴＡＸ（エルタックス）のご案内＞

・ｅＬＴＡＸとは地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。
・給与支払報告書や特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出、登録口座からの電子納税が可能です。
・令和６年度から、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の受取方法については、「電子データ（正本）」又は「書面」のいずれかを選択できます。
・また特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、従業員等に対して電子的な提供ができる場合は、「電子データ」での受取りを選択できます。
・詳しくは、ｅＬＴＡＸホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

給与支払報告書のｅＬＴＡＸ・光ディスク等による提出義務基準
令和３年１月以後に提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、ｅＬＴＡＸ、光ディスク等による提出が義務付けられています。